

# 「WTOとEPA」セミナー

西村ときわ法律事務所  
弁護士 米谷 三以



NISHIMURA  
& PARTNERS



	プラスの影響	マイナスの影響
FTA ⇒ WTO	世界経済への影響：貿易自由化が部分的ながら進展する。 我が国の利害：WTO交渉等におけるフレンジ国が増加する。	世界経済への影響：大部分の開発途上国に恩恵が及ばない。
WTO ⇒ FTA	我が国：自由貿易体制を維持するインフラを提供している。	我が国：「実質的にすべての貿易を」自由化しなければならなかったため柔軟性に欠ける（24条の縛り）。

# 日本・メキシコ・米国市場に関わる企業の分類

	基幹部品生産	基幹部品輸出①	周辺部品調達＋ 組立て	完成品輸出②
日本企業A	日本	なし	日本	メキシコ
日本企業B	日本	日本⇒メキシコ	メキシコ	日本
日本企業C	日本	日本⇒メキシコ	メキシコ	米国
米国企業A	米国	なし	米国	メキシコ
米国企業B	米国	米国⇒メキシコ	メキシコ	米国
米国企業C	米国	米国⇒メキシコ	メキシコ	日本

A：輸出

B：メキシコで組立て・母国へ(再)輸出ーアウトソーシング

C：メキシコで組立て・世界中へ輸出ー世界的展開

# 日墨EPA締結前の状況

	基幹部品輸出①	完成品輸出②
日本企業A	—	MFNベース関税
日本企業B	MFNベース関税	MFNベース関税
日本企業C	MFNベース関税	MFNベース関税
米国企業A	—	関税免除
米国企業C	関税免除	関税免除
米国企業B	関税免除	MFNベース関税

# 日墨 E P A 締結後の状況

	基幹部品輸出①	完成品輸出②
日本企業 A	—	関税免除
日本企業 B	関税免除	関税免除
日本企業 C	関税免除	MFNベース関税
米国企業 A	—	関税免除
米国企業 C	関税免除	関税免除
米国企業 B	関税免除	MFNベース関税

# 日墨EPA締結前の状況 (完成品輸出先別)

	基幹部品輸出①	輸出先	完成品輸出②
日本企業A	—	メキシコ	MFNベース関税
米国企業A	—		関税免除
日本企業B	MFNベース関税	日本	MFNベース関税
米国企業C	関税免除		MFNベース関税
日本企業C	MFNベース関税	米国	MFNベース関税
米国企業B	関税免除		関税免除

# 日墨EPA締結後の状況 (完成品輸出先別)

	基幹部品輸出①	輸出先	完成品輸出②
日本企業A	—	メキシコ	関税免除
米国企業A	—		関税免除
日本企業B	関税免除	日本	関税免除
米国企業C	関税免除		MFNベース関税
日本企業C	関税免除	米国	MFNベース関税
米国企業B	関税免除		関税免除
(参考)メキシコ企業	—		関税免除

# 日墨EPA締結後の状況

## (完成品輸出先別・累積原産地否定)

	基幹部品輸出①	輸出先	完成品輸出②
日本企業A	—	メキシコ	関税免除
米国企業A	—		関税免除
日本企業B	関税免除	日本	関税免除
米国企業C	関税免除		関税免除
日本企業C	関税免除	米国	MFNベース関税
米国企業B	関税免除		MFNベース関税

Excerpted from U.S. House of Representatives,  
Committee on Financial Services, April 1, 2003

Professor Jagdish Bhagwati stated:

“From the viewpoint of the smaller countries that sign on to a bilateral FTA with us, a superpower, there are reciprocal obligations and preferences they must grant us in exchange for the preferential access to our market. Thus, the Singapore and Chile FTAs repeat the requirement that their garments and textiles must use our fabric are to qualify for the preferential entry to our market.”